



Title	著作者人格権を制限する契約と公序良俗論
Author(s)	藤川, 純子
Citation	国際公共政策研究. 1998, 3(1), p. 135-150
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5251
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

著作者人格権を制限する契約と公序良俗論

The criteria for determining whether the contract
limiting moral rights is against public policy

藤川 純子*

Junko Fujikawa*

Abstract

Copyright legislation confers both economic rights and moral rights on creators of qualified works. Moral rights are to protect the personal interests of the author, and the Japanese Copyright Act ensures the author's right to integrity. The law prohibits any modification which is against the author's will.

In the Digital Age, however, it is necessary to permit modification which wouldn't be prejudicial to the author's reputation to realize the maximum benefits of digital technology.

In conclusion, the validity of agreement not to exercise the right to integrity should be controlled by public policy which reflects the nature of the author's right.

キーワード：知的財産権、著作権、著作者人格権、著作者人格権を制限する契約、公序良俗

Keywords : intellectual property rights, author's rights, moral rights,
agreement not to exercise moral right, public policy and good morals

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

I はじめに

現行著作権法において、著作物の著作者は、著作者人格権と著作権との二つの権利を有する(17条)。著作者人格権は、著作者の人格的な利益を保持する権利であり、著作権は、著作者が著作物の利用によって経済的な利益を上げる権利(以下、この狭義の著作権を著作財産権と呼ぶ。)である。

著作財産権のみならず、著作者人格権という精神的権利が著作者に認められるのは、著作物は著作者の思想・感情を表現したもの、著作者の人格が具体化されたものであるという考えに基づく。すなわち、著作物は著作者の人格に結びつくものであるという認識の上に、著作物に対する一定の支配権を著作者に認めたものが、著作者人格権である¹⁾。著作権法第3節第2款は、著作者人格権という表題に続いて、公表権、氏名表示権、同一性保持権という三つの中心的な権利を規定する。これらのうち、公表権(18条1項)とは、著作者が著作物を世に出すかどうか、いつ、いかなる方法で出すのかを決定する権利をいう。次の氏名表示権(19条1項)とは、著作物に著作者の氏名を表示するかしないか、実名で表示するかどうかを決定する権利をいう。最後の同一性保持権(20条1項)とは、著作物またはその題号に対して不本意な改変を加えられることのない権利をいう²⁾。

これらの著作者人格権を制限する契約も有効か、すなわち著作者は著作者人格権を行使しないという合意をなすかという問題が、特に近時、デジタル化された著作物の法的取り扱いをめぐる議論³⁾の中で提起されている。改変が容易であるというデジタル化された著作物の特徴を活かすためには、利用者による改変がある程度可能となるように、著作者人格権とりわけ同一性保持権を制限することが必要である。このような見地から、同一性保持権を制限する契約の有効性およびその第三者効を立法によって認めるべきであるとの提案もなされている⁴⁾。

1) 18ないし20条、50条、59条、60条、64条、112条、113条、115条、116条。著作者人格権の保護は、著作権の保護に関するベルヌ条約において、1928年のローマ改正条約以来、義務づけられている。

2) 加戸守行『著作権法逐条講義 [改訂新版]』(著作権情報センター、1994年)133頁、137頁は、氏名表示権および同一性保持権の保護の根拠として、著作物と著作者の人格との結びつきを挙げる。なお、127-128頁の公表権についての解説では、公表権は著作者の内秘的自由を確保するためのものであり、「著作者の名声なり、地位なり、成功なりは、いかなる時期に、どういう形で著作物を世に出すかということによって左右される率が高い」という観点から、公表権の規定が設けられたと説明される。この点、著作物を通して著作者自身の資質に対する評価が決まるのは、著作物が著作者の人格の流出物であるからに他ならないという見解がある。P.Sirinelli, *Propriété Littéraire et Artistique et Droits Voisin*, Dalloz-Sirey, 1992, p.48.

3) 議論の内容全般について、中山信弘『マルチメディアと著作権』(岩波書店、1996年)参照。また、田村善之「デジタル化時代の知的財産法制度」ジュリスト1057号(1994年)55頁以下、井上由里子「著作物の改変と同一性保持権」ジュリスト1057号(1994年)65頁以下、および坂東久美子「コンピュータ・ネットワーク時代における著作権施策の展開」ジュリスト1117号(1997年)126頁以下も参照。なお、本稿の校正の段階で田村善之『著作権法概論』(有斐閣、1998年)に接した。著作者人格権の処分可能性については、同書の338-341頁で言及されている。同書を十分に参照した上での検討は、今後の課題としたい。

4) (財)知的財産研究所『EXPOSURE』(公開草案)94-マルチメディアを巡る新たな知的財産ルールの提唱(1994年)22頁参照。

しかし、これまでのところ、著作者人格権とりわけ同一性保持権を契約によって制限することの可否を問う議論において、著作者人格権を制限する契約の効力がいかなる理論的枠組みで判断されるのか、また、その判断過程において、著作者人格権の性質についての理解はどのように反映されるのか⁵⁾という問題は、詳細に検討されることはほとんどなかった。

この点、フランスにおいては、著作者人格権を制限する契約の効力について、判例および学説上、古くから議論が行なわれてきた⁶⁾。また、フランス知的財産法典の著作権に関する規定⁷⁾は、著作者人格権を一身専属権とする (CPI art. L-121-1) 一方で、著作財産権については譲渡可能性を認めており (CPI art. L-122-7)、著作者人格権と著作財産権との二元的構成を採用する点で、わが国の著作権法の規定 (59条、61条1項) との間に共通点を有する。

そこで本稿では、フランス法上、著作者人格権を制限する契約の効力はいかなる理論的枠組みで判断されるのか、また、その判断過程において、著作者人格権の性質についての理解はどのように反映されるのかを検討することにより、わが国の議論への示唆を得るを試みたい。

II フランスにおける議論

I 著作者人格権の保護⁸⁾

フランス知的財産法典 (le Code de la propriété intellectuelle, CPI⁹⁾) L-111-1条は、著作者の権利は、「財産的秩序に属する性質とともに知的及び精神的秩序に属する性質を有する」と定める。著作物の著作者は財産的権利である著作権とともに精神的権利である著作者人格権 (droit moral) を有するという規定は、わが国の著作権法の17条1項に相当する。また、フランス法上、著作者人格権は「人格に対して付与され」、さらに「永続し、譲渡できず、時効消滅することはない」という特質を有するとされる (CPI art. L-121-1) ことも、わが国の著作権法の規定 (59条、60条) と共通する。

そして、CPIの規定する著作者人格権は、次の四つの権利から構成される。すなわち、著

5) 田村・前掲注3) 64頁は、注6) において、著作者人格権すべてについて一律に論じるのではなく、各権利の性質に応じて個別的に考えるべきであると指摘される。

6) 板倉集一「契約による著作者人格権の制限序説—フランス法を中心として—」平成法学1号 (1996年) 91頁以下参照。

7) フランス知的財産法典は1992年に制定され、これには1957年の著作権法および1985年の改正法が取り込まれている。これらの法律および法典の邦訳として、大山幸房訳『外国著作権法令集 (18) フランス編』(著作権情報センター、1996年)がある。なお、フランス著作権法の歴史的背景および1992年以後の法典改正については、A.Lucas and R.Plaisant, "France", P.E. Geller ed., International Copyright Law and Practice, Matthew Bender, 1997, pp.9-10. 参照。

8) 板倉・前掲注6) 96-102頁参照。

9) L. n° 92-597 du 1^{er} juill. 1992.

作物を公表するかしないか、いかなる態様で公表するかを決定する権利 (CPI art. L-121-2、以下公表権と呼ぶ。)、著作者の氏名および資格を表示するかしないか、実名で表示するかどうかを決定する権利 (CPI art. L-121-1、以下氏名表示権と呼ぶ。)、著作物の完全性を尊重される権利 (CPI art. L-121-1、以下完全性保持権と呼ぶ。)、著作物の利用権が譲渡されたかどうかに関りなく、著作物の発行後に、著作物を修正または撤回できる権利 (CPI art. L-121-4、以下修正・撤回権と呼ぶ。) である。

2 契約による著作者人格権の制限

CPIにおいて著作者人格権を構成する公表権、氏名表示権、完全性保持権、修正・撤回権の四つの権利は、学説上一般に、「人格権」であり「公序」であると説明される¹⁰⁾。この説明によれば、譲渡不能という特質 (CPI art. L-121-1) は、著作者人格権の人格権性あるいは公序性の帰結とされる¹¹⁾。そして、この譲渡不能性から、著作者人格権は、契約による制限の対象にはならないという原則が導かれるとされる¹²⁾。

しかし、そのように解する学説も、譲渡不能性は絶対的なものではなく、著作者人格権を契約で制限することが認められる場合もあるとする¹³⁾。判例においても、契約による著作者人格権の制限は、その態様によって、無効と判断される場合と有効と判断される場合とに分かれる。例えば、氏名表示権について、「著作者を匿名とすることを定める契約条項は、氏名表示権の行使の一方法として有効である。しかし、これによって氏名表示権を完全に放棄するものと解することはできない」と述べた破毀院の判例¹⁴⁾がある。また、同一性保持権を制限する契約については、「著作者の資格を付与される者は、契約の相手方に対し、あらゆる改変および削除を事前に許諾することはできない」と判断した下級審判決¹⁵⁾が有名である。しかし、最近の破毀院判決には「著作者が自己の著作物について合意した著作者人格権の制限の他には…著作者人格権の制限は認められない」と述べるもの¹⁶⁾があり、契約による同一性保持権の制限も、程度と態様によっては有効となると解する余地がある¹⁷⁾。

それでは、著作者人格権を制限する契約が有効か否かの判断は、いかなる基準によって行なわれるのであろうか。それは法規定の解釈から導かれるには違いないとしても、判断の相違を説明するためには、法規定の解釈がいかなる理論的枠組みにおいてなされるかを明らか

10) Sirinelli, op. cit., note 2), p.49, C. Colombet, *Propriété Littéraire et Artistique et Droits Voisins*, 8^e ed., Dalloz, 1997, n°127, F. Pollaud-Dulian, *Le Droit Moral en France, à Travers la Jurisprudence Récente*, RIDA, juillet, 1990, n°145, p.127, 129 et 131.

11) A. Lucas et H.-J. Lucas, *Traité de la Propriété Littéraire & Artistique*, Litec, 1994, p.305-306. X. Linant de Bellefonds, *Droits d'Auteur et Droits Voisins*, 2^e ed., Delmas, 1997, p.134.

12) Pollaud-Dulian, op. cit., note 10) p.139.

13) Linant de Bellefonds, op. cit., note 11) p.134.

14) Cass.1^{re} civ. 5 mai 1993, RIDA 1993, n°158, p.205. 同旨の判例として、Cass. 1^{re} civ. 4 avr. 1991, RIDA, 1991, n°152 p.125.がある。

15) Trib. gr. inst. Seine, 27 mai 1959, RIDA juill. 1959, p.149.

16) Cass.1^{re} civ., 17 déc. 1991, RIDA avr. 1992, n°152, p.190.

17) A. Lucas et H.-J. Lucas, op.cit., note 11) p.346.

にすることが有用であると考え。そこで、前述のように、著作者人格権の性質を「人格権」であり「公序」であるとする学説の説明を手がかりとして、以下では、著作者人格権を人格権論および公序論との関係で検討することとする。そして、これらの検討から、著作者人格権を制限する契約の効力が判断される理論的枠組みを明らかにしたい。

3 人格権論との関係

(1) フランス法における人格権論の発展

著作者人格権と人格権の関係をめぐる議論を参照する前提として、フランス法における人格権論の発展について概略だけみておこう。

フランス民法典には、人格権保護に関する一般規定は存在しない。氏名権や肖像権を所有権の一種として理論構成する段階を経て、今世紀の初頭、ドイツの判例から影響を受けた結果として、財産権に分類できない主観的権利のカテゴリーを承認すべきであると学説上主張され始めた¹⁸⁾。今日では、憲法の人権保護に関する規定を基礎とし、民法の不法行為の一般原則 (art.1382 et 1383) を媒介として、人格権の保護をはかるべきことが判例・学説の多数によって支持されている¹⁹⁾。

(2) 著作者人格権と人格権との関係

そして、フランスの判例・学説は伝統的に、著作者人格権を人格権として捉えてきた。例えば、1933年の論文においてシルツは、「著作者が著作物について有する財産権が民法544条にいう財産権であろうとも、または財産の排他的利用権であろうとも、その創作物について人格の保護を受ける著作者の権利は、人格権である」と述べた²⁰⁾。

また、著作権法全般についての最初の立法である1957年5月11日の法律（その規定は1992年にCPIに引き継がれた。）も、著作者人格権を人格権として位置づけたと評価される。すなわち、デボワによると、この法律が著作者人格権を認めた根拠は、経済秩序の考慮でもなく、報償の発想でもなく、創作を促す一般的な利益でも、また社会的集团的利益でもない。「著作者は自己の著作物に人格を刻印しただけで十分であり、換言すれば、彼は創作の事実のみに基づいて保護を与えられねばならない。著作物はそのままの状態、著作者の望んだ状態を尊重されなければならない。なぜなら創作物を媒介として保護されるのは、創作した者の人格だからである」²¹⁾。

しかし、このような伝統的見解は、著作者人格権を含む著作者の権利全体を財産権として把握する見解からの批判を受ける。このような批判は新しいものではないが、近時においては有力に主張されている。主唱者の一人であるレイナールは、次のようにいう²²⁾。「著作者

18) P.Kayser, Les Droits de la Personnalité, Aspects Théoriques et Pratiques, RTD civ., 1971, p.509.

19) 三島宗彦『人格権の保護』（有斐閣、1965年）90頁以下参照。

20) E.Silz, La Notion Juridique de Droit Moral de l'Auteur, RTD civ., 1933, p.331.

21) H.Desbois, Traité, Les Conventions Internationales du Droit d'Auteur et Droits Voisins, Dalloz, n°449.

22) Cass. 1^{re} civ. 10 mars 1993, JCP 1993II, 22161, note Raynard.

人格権の構成だけに注意すると、著作者人格権の対象は、著作者の人格ではなく、排他的利用権の目的であり経済的価値であるところの著作物であると考えざるをえない。対象が同一である以上、著作者の権利を構成する個々の権利は、単一の権利として統合される」。さらに、「著作者人格権の働きを考えると、排他的利用権と切り離せない関係にあることに思いあたる。著作物が公表される前には利用権を著作者に留保し、公表後には利用権者を妨げる。著作者人格権は実際には利用権の従たる権利であって、利用権がなければ存在意義を持たず、結局は存在しえないものである」と彼は主張する²³⁾。

このレイナルの主張に対して、伝統的な人格権説に立つポロ・デュリアンは、次のように述べる²⁴⁾。まず第一に、著作者人格権を利用権の従たる権利として位置づけることは、法律の規定に照らして不正確である。従たる権利という語が法律上の意味ではなく著作者人格権の従属的性質を表わすために使用されたのであっても、いかなる意味で従属的であるかが不明確である。著作者人格権は人格権であるという性質決定を受け入れないにしても、立法者自身が永続し、譲渡できず、時効消滅しないと定めた権利を、時効消滅し譲渡もできる利用権の従たる権利とすることが、一体なぜできるのか。しかも、CPI L-121-1条は、著作者人格権は著作者の人格に付与されると規定している。著作者の人格に付与された権利を財産権として捉えられるのかと彼は反論する。

また、レイナルのような主張がある一方、これとは違って、著作者の権利を財産的権利と精神的権利の二元的構成として捉え、かつ著作者人格権を著作者の人格に基礎を置くものと理解する見解の中にも、著作者人格権を一般的な人格権に分類することには慎重なものもある。すなわち、A. リュカとH. J. リュカの『概論』は、人格権の理論に拠ることは、危険であるとする²⁵⁾。危険とは第一に、著作者人格権の外延が少しずつ曖昧になり、結局内容も希薄化してしまうことである。第二に、氏名権や肖像権のように商業的利用の対象とされるおそれがあることである²⁶⁾。

このように今日では、著作者人格権と人格権の関係についての理解は、三つの立場に分かれるといえる。すなわち、著作者人格権は人格権であるとする伝統的な見解の他に、著作者

23) この見解は、J.-M. Mousseron, J. Raynard et T. Revet, *De la Propriété Comme Modèle*, Mélanges Colomer, Litec, 1993, p.290-291においても述べられている。

24) F. Pollaud-Dulian, *Droit Moral et Droits de la Personnalité*, JCP 1994 I, 3780. p.346.

25) A. Lucas et H.-J. Lucas, *op.cit.*, note 11) p.302-303.

26) このような懸念に対して、ポロ・デュリアンは、人格権説を擁護する立場から次のように反論する。『概論』の指摘する、著作者人格権の希薄化という第一の危険については、人格権という性質決定によって著作者人格権が変質されることはないという。確かに、一般的な人格権のカテゴリーに属する権利は、あらゆる人が人格の内面を有し、個人がかけがえのない存在であることを基礎として、非財産的権利を保護する点では共通する。しかし、それぞれの権利は固有の対象を有しており他と混ざり合うことはない。著作者人格権は、人としてまたは芸術家として包括的に著作者の人格を保護するのではなく、特定の著作物に表現された著作者の人格のみを保護対象とする人格権なのである。また、人格権に属する権利の財産化という第二の危険については、ポロ・デュリアンは次のように述べる。確かに、氏名権や肖像権は一定の条件の下で譲渡または利用許諾の対象とされる。しかし、それは人格権が商業化されたのではない。氏名権や肖像権は、著作物に対する著作者の権利と同様、二元的な権利なのである。中心となるのは本来の人格権であって、その発生後に財産的権利が生じる場合があるに過ぎない。これら二つの権利は、区別され、同時に存在しうるものであると彼はいう。Pollaud-Dulian, *op.cit.*, note 24) pp.348-349.

人格権の保護対象は著作物であり、財産権と保護対象を同一にするとして財産権との一体化を説く見解、および著作者人格権が著作者の人格に基礎を置くことは認めつつ、人格権に分類することには慎重な見解が存在する。

それでは、以上にみたような、人格権との関係における著作者人格権の性質についての理解の相違は、著作者人格権を制限する契約の効力の判断過程に、どのように反映するのか。次に、このような観点から、著作者人格権の公序論における位置づけを検討することとする。

4 公序論における位置づけ

まず最初にフランス法における公序論²⁷⁾を概観し、その後に著作者人格権の位置づけについて検討を行なうこととする。

(1) フランス法における公序論の概観

フランス民法典6条は、「公の秩序及び善良の風俗に関する法律は、個別的な合意によってその適用を排除できない」と規定する。この規定において良俗 (les bonnes moeurs) は、公序 (l'ordre public) と並列されているものの、性風俗を主な内容とする狭い概念と解されており²⁸⁾、これを「道徳的公序」として公序概念に含む見解もある²⁹⁾。そこで、以下では公序に関する議論のみをみていくことにする。

公序はまず、法源によって分類される³⁰⁾。かつてフランスでは、公序は強行法規と一致すると理解されていた歴史的経緯³¹⁾があり、今日でも公序の法源は、実定法 (法律および行政命令) を中心とする。このことはわが国において、特に戦後、公序良俗論が判例法を中心として発展し、公序良俗違反 (民法90条) が強行法規違反 (民法91条) と区別して論じられてきたことと対照をなす。すなわち、強行法規違反が公序違反に含まれることが、フランス法の大きな特徴である³²⁾。この実定法上の公序すなわち強行法規には、法律自身が強行法規であることを明示するものだけでなく、裁判所が強行法規と判断する規定も含まれる。また、フランス民法1133条³³⁾は、適用されるべき法律が存在しなくても公序違反となる場合があることを示している。これを「書かれていない法原則」から導かれる公序あるいは潜在的公序の存在によって説明する見解もある³⁴⁾。

27) 能見義久「違約金・損害賠償額の予定とその規制 (4)」法学協会雑誌102巻10号 (1985年) 36-49頁、山口俊夫「現代フランス法における『公序 (ordre public)』概念の一考察」国家学会百年記念 (国家と市民) 3巻 (1987年) 45頁以下、後藤巻則「フランス法における公序良俗論とわが国への示唆」椿寿夫=伊藤進編・公序良俗違反の研究 (日本評論社、1995年) 152頁以下、および難波譲治「フランスの判例における公序良俗論」椿=伊藤・前掲書165頁以下参照。

28) P.Malaurie et L.Aynés, Cours de Droit Civil, t. IV, Les Obligations, 7^e ed. (Cujas, 1996) n°525.

29) 後藤・前掲注 27) 157頁。難波・前掲注 27) 167頁参照。

30) J.Carbonnier, Droit Civil, t. 4, Les Obligations 20^e éd, (PUF, 1996) n°69.

31) 後掲・注 36) 参照。

32) 後藤・前掲注 27) 155-156頁および難波・前掲注 27) 166頁参照。

33) フランス民法典1133条は、「原因 (cause) は、法律によって禁止されるとき又は良俗若しくは公序に反するときには不法である」と規定する。

34) Carbonnier, op.cit., note 30) n°69。なお、後藤前掲・注 27) 155頁参照。

次に、公序はその内容によって二つの領域に分けられる。一つは政治的公序と呼ばれるものであり、もう一つは経済的公序と呼ばれるものである³⁵⁾。

第一の政治的公序とは、国の統治組織、家族組織および個人の人格を防衛するための公序である。憲法、刑法等の公法に反する契約、身分関係を定める法律に反する契約、個人の自由・人格を侵害する契約等は、この政治的公序によって無効となる。

第二の経済的公序には、さらに二種類のもが含まれる。一つは、社会一般の利益のために一定の経済目標の達成を目指す指導的公序である。貨幣秩序に関する法律がその例とされる。もう一つは、経済的、社会的により弱い立場にある契約の一方当事者を保護することを目指す保護的公序である。労働者保護、消費者保護等を目的とする法律がこれに含まれる。

ここでみたような公序の内容による分類³⁶⁾は、学説の認めるところによれば、公序に違反する法律行為の制裁効果に差異をもたらす。すなわち、政治的公序および経済的公序のうち指導的公序については、これらに違反する法律行為の無効は、利害を有する全ての者に無効を主張する権利を認めなければならず、絶対無効であるとされる。これに対して、契約の一方当事者の保護を目的とする保護的公序については、被保護者に無効を主張する権利を認めれば目的を達成できるので、公序違反の法律行為の無効を主張できるのは被保護者に限られ、その意味で相対無効であるとされる³⁷⁾。そして、フランス民法上、相対無効の法律行為は一定の要件をみたせば追認できるとされることから、この理論によって、保護的公序違反の法律行為は追認できると解される。さらにこのことから、事後に追認できるのならば事前の放棄も可能であるとして、保護的公序に基づく権利を放棄することも可能であるとされる³⁸⁾。また、公序性のある権利の放棄について、①事情を承知の上で、②詐欺による同意ではなく、③既得権の放棄であるならば有効であるとする見解もある³⁹⁾。

(2) 著作者人格権の公序論における位置づけ

それでは、フランスの公序論における上述のような公序の分類において、著作者人格権はいかなる位置づけを与えられているであろうか。

まず、公序を法源によって分類する場合、著作者人格権は、いうまでもなく法規定に根拠を有する実定法上の公序として位置づけられる。よって、規定の趣旨・目的をいかに理解し、

35) Carbonnier, op.cit.note 30) n°70.

36) 民法典制定当時には、個人主義的自由主義が社会の諸活動の一般原理とされていたため、公序は、社会秩序の維持に不可欠な、最小限の根本規範に反する行為のみを禁止する消極的なものとして捉えられた。そこで公序として想定されたのは、主に政治的公序であり、公序の法源は、国家権力の介入とりわけ裁判官による恣意的な判断を排除するため、国民の総意を代表する立法者の定めた法律に限定されていた。その後、19世紀後半以降、経済的自由主義の衰退とともに公序概念の拡大がみられ、特に経済的公序によって覆われる領域が増大した。そして公序概念の拡大とともに、公序の法源も拡大された。法律には行政命令等も含まれ、また裁判所が法令の解釈や慣習のなかに潜在的公序を見出すことも肯定されるに至った。山口前掲・注 27) 47-48頁および50-54頁参照。

37) 鎌田薫「いわゆる『相対的無効』について（上）—フランス法を中心に—」法律時報67巻4号78頁以下は、フランス法の「相対無効」と日本法の「取消」は同義であるとされる。フランス民法上「相対無効」の法律行為は、5年以内に取消訴権を行使したときにはじめて無効となる（1304条）。

38) 山口前掲・注 27) 62頁参照。

39) Malaurie et Aynés, op.cit., note 28) n°530.

これに対する違反の効果をどのように解するかということが、公序違反無効を判断する上での重要な要素となる。

次に、公序を内容によって分類する場合の著作者人格権の位置づけは、先に法源による分類のところでも述べたことに関わるが、著作者人格権に関する規定の趣旨・目的をどのように理解するか、すなわち著作者人格権の性質、とりわけ一般的な人格権との関係をどのように理解するかによって異なりうると考える。なぜなら、著作者人格権を人格権と性質決定する判例および学説上の伝統的見解によると、著作者人格権の目的は著作者の人格の保護であると捉えられ、個人の自由および人格を防衛するための公序すなわち政治的公序に位置づけられると解される。これに対して、著作者人格権を著作財産権と一体的な権利として捉える見解によれば、公序論においても、著作者人格権は著作財産権と同一の位置づけを与えられることになる。そして著作財産権の公序論における位置づけについては、著作財産権に関する規定は著作者の保護を目的とする保護的公序であると判例において認められている⁴⁰⁾。よって、著作者人格権についても、経済的、社会的な弱者として著作者を保護する観点から認められる保護的公序と解することになるであろう。また、著作者人格権が著作者の人格に基礎を置くことは認めつつ、人格権に分類することには慎重な見解も、著作者人格権は公序としては保護的公序に分類され、これに違反する契約は相対無効であると述べる⁴¹⁾。

(3) 著作者人格権の公序論における位置づけと著作者人格権の制限の可否

これらの見解のうち、著作者人格権を人格権として性質決定する見解によると、著作者人格権は政治的公序に位置づけられるので、著作者人格権の一時的な制限については契約自由の範囲内であるとしても、完全な放棄については公序違反として絶対無効を導くこととなる。

これに対して、著作者人格権を人格権であると解さず、経済的、社会的な弱者として著作者を保護するものと捉える見解によると、著作者人格権は保護的公序に位置づけられ、これに対する違反は相対無効を導くことになる。公序論の概観において述べたように、無効理論の援用によって、保護的公序とされる権利の放棄は、①事情を承知の上で、②詐欺による同意ではなく、③既得権の放棄であることといった一定の要件をみたす場合には認められるとされる。従って、著作者人格権を保護的公序とする見解においては、著作者人格権の一時的な制限のみならず、完全な放棄までも認められる可能性があることになる。さらに、上述の既得権の放棄という要件に関しては、著作者人格権の場合には個別の権利を区別して考える必要があるとの指摘がある。これは『概論』に述べられた指摘であるが、同一性保持権は著作物が公表された後に行使されるものであるから、権利発生前の放棄であっても認められる余地が大きいとされる⁴²⁾。

40) 山口・前掲注 27) 61頁、後藤・前掲注 27) 173-174頁参照。

41) A.Lucas et H.-J. Lucas, op.cit., note 12), pp.305.

42) A.Lucas et H.-J. Lucas, op.cit., note 12), pp.305-306.

5 フランスにおける議論のまとめ

以上の検討により、フランスにおいては、著作者人格権を制限する契約の効力を判断する枠組みは公序論であり、著作者人格権の公序論における位置づけは、著作者人格権の性質、特にこれを人格権と解するか否かということによって異なることが明らかにされた。

著作者人格権を人格権と捉える見解によると、著作者人格権は政治的公序に位置づけられることになる。公序論において、政治的公序に違反する法律行為は絶対無効とされる。よって、フランスの判例が著作者人格権を完全に放棄するという内容の契約を無効とすることは、著作者人格権を人格権として性質決定し、これを政治的公序に位置づけていることの表れであると解される。

これに対して、著作者人格権を人格権であるとせず、経済的、社会的な弱者としての著作家を保護するものと捉える見解によると、著作者人格権は保護的公序に位置づけられ、一定の条件の下では契約によって放棄することも可能とされるのである。

III わが国の議論への示唆

それでは、以上のフランスにおける議論の検討で明らかにされたことから、わが国の議論に対して、いかなる示唆を得ることができるだろうか。以下では、まず、わが国における著作者人格権と人格権の関係をめぐる議論を概観し、続いて民法上の議論において近時再構成されつつある公序良俗論を、本稿の目的と関連する限度で、そのいくつかの方向性について取り上げる。そして最後に、フランスにおける議論からいかなる示唆を得られるかについて、若干の私見を述べることにする。

1 著作者人格権と人格権の関係

従来わが国で行なわれてきた著作者人格権と人格権の関係をめぐる議論においては、二つの代表的な見解の対立がみられる。

第一説は、著作者人格権を人格権のカテゴリーに含めることは妥当でなく、別個に扱うことこそ著作者人格権を正当に評価する途であるとする⁴³⁾。その根拠として、著作者人格権の特殊性が挙げられる。まず、著作者人格権はすべての人に保障されるのではなく著作者だけに保障され（権利主体の特殊性）、また人格自体ではなく著作物を保護対象とすることにより間接的に著作者の人格を保護するにすぎない（権利客体の特殊性）。そして、他の人格権が一身専属権として権利主体の死亡とともに消滅するのに対して、著作者人格権は、著作物の存在を前提として著作者の死後も存続しうる（60条、106条）。これらの特殊性を根拠とし

43) 半田正夫・著作権法概説 [第8版] (1997年、一粒社) 120-124頁。

て著作者人格権を人格権から区別するとともに、他方では、この見解は、著作者人格権は著作財産権と一元的な権利であるとする⁴⁴⁾。すなわち、著作者の精神的利益も財産的利益もともに著作物を対象として相互に関連しており、これらを厳密に区分することはできないから、単一の権利としてみなしなければならないとする。この見解によると、著作者人格権が行使される際に財産的利益の考慮が入り込むことを認めることになる。

これに対して第二説は、著作者人格権を人格権のカテゴリーに含めて捉えるとともに、人格権と財産権との峻別を説く⁴⁵⁾。この見解によると、まず、人の人格価値は名誉、氏名、肖像等の異なる発現形態に応じて法的保護を認められるに至ったところ、著作物も、人格価値の具体的発現の一形態として、著作者人格権によって保護される⁴⁶⁾。そして著作者人格権は、人格価値全体を包括的に保護する人格権との関係においては、名誉権、氏名権、肖像権等と同様に個別的人格権として位置づけられる。著作者人格権は、一見すると、主体は著作者に限られ客体も人格自体からいったん離れた著作物であるという特殊性を有するとしても、著作者という人の、人格価値の具体的発現である著作物を保護するのであるから、他の個別的人格権と変わりはなく、人格権のカテゴリーに含まれるとされる。そしてこの見解によれば、人格権のカテゴリーに含まれる個々の人格権は、人格価値の保護という本質から財産権とは峻別されなければならない、財産的利益を確保するために行使される場合には権利の濫用となる。従って、先にみた第一説とは対照的に、財産的利益を目的とする著作者人格権の行使は、その本質に反する濫用的な行使とされることになる⁴⁷⁾。

これら二つの見解をみると、わが国における著作者人格権と人格権の関係をめぐる議論の対立点は、フランスの議論における対立点にきわめて類似することがわかる。すなわち第一に、権利の主体、客体、権利者の死後における権利の存続等について、著作者人格権は他の人格権に対する特殊性を有しており、これをどうみるかということが、著作者人格権を人格権として性質決定するか否かの結論に影響を与える。人格権のカテゴリーに含まれる個々の人格権は、「それぞれ固有の対象を有して、混ざり合わない」こと⁴⁸⁾、あるいは人格の異なる発現形態である客観的実在を対象とすること⁴⁹⁾を強調すれば、著作者人格権は、著作物に表された人格を保護するものとして、これを人格権に結びつけて捉える方向に傾く。他方、著作者人格権は人格そのものを直接の対象とせず、著作物を通して間接的に人格を保護するにとどまることを強調すれば、著作者人格権を人格権と結びつけて捉えることに消極的な方向に傾く。さらに、この点についての考え方の違いは、著作者人格権と著作財産権の関係をどう解するかということの結論に影響をもたらす。これを第二の対立点とすると、この点に

44) 同上118-120頁。

45) 斎藤博『人格価値の保護と民法』（一粒社、1986年）81頁。

46) 斎藤博『著作者人格権の理論的課題』民商法雑誌116巻6号（1997年）3頁以下、6-8頁。

47) 同上24頁。

48) Pollaud-Dulian, *op.cit.*, note 24) p.348.

49) 斎藤・前掲注 46) 9頁。

について、著作者人格権を人格権に結びつける見解は、著作者人格権の保護対象を著作物に表された著作者の人格として捉えるから、著作者の人格の保護と財産権の保護を峻別する。これに対して、著作者人格権を人格権とは区別する見解は、著作者人格権は著作物を直接の保護対象とし、ともに著作物を保護対象とする著作財産権と単一の権利を構成すると捉えるから、財産上の目的による著作者人格権の行使も認める結果となる。

以上のような著作者人格権の性質をめぐる議論は、しかし、著作者人格権を制限する契約の効力について判断基準を提供するために展開されたのではない。これに対して、近時のデジタル化された著作物の取り扱いをめぐる議論においては、特に著作者人格権の一つである同一性保持権を制限する契約の有効性が問題とされる際に⁵⁰⁾、そのような契約の有効性判断の前提として、著作者人格権の人格権としての性質が論じられる。

近時の議論において有力な見解は、著作者人格権が著作者の人格と結びついており、人格権としての性質を有することは肯定する。この点では、従来の議論として先にみた第二説と共通する。しかしその上で、この見解は、著作権法の著作者人格権の規定によって著作者に与えられる保護の範囲は一般の人格権から導かれる保護の範囲とは必ずしも一致せず、これを超える部分があることに着目し、いわばこの点に、人格権との関係における著作者人格権の特殊性を見出すものである⁵¹⁾。

なかでも著作権法の定める同一性保持権の保護は、人格権から導かれる保護の範囲⁵²⁾を超えており、この超過部分は政策的保護を与えるものであると説明される⁵³⁾。すなわち、著作権法20条1項は、原則として、改変の目的や程度の如何を問わず、また改変により著作者の名誉や声望が害されたか否かを問うことなく、著作者の「意に反する」改変であれば拒否しようと規定する。これは著作者の心情やこだわりまで保護することを意味し、本来的な人格権である名誉権が人の客観的評価のみを保護することからすれば、同一性保持権は人格権による保護以上の保護を与えるものということになる。この見解によると、同一性保持権には人格権的保護を確認する部分と政策的保護を与える部分が段階的に存在する。よって、20条1項の規定から引き出される、名誉や声望を害さない改変までも拒否しうる権利は、人格権としての保護を超えているゆえに人格権としての性質をもたず、著作権法が特に政策的に認めたものとされる。従来の議論においては、著作者人格権の性質を人格権と解するか否かが

50) 本稿136頁参照。

51) 中山・前掲注 3) 38頁、および小泉直樹「著作者人格権」民商法雑誌116巻4・5号(1997年)87-88頁、90頁参照。

52) 中山・前掲注 3) 132頁には、「名誉や声望といった本来的な人格権に属する領域」とある。なお、ベルヌ条約6条の2は、著作者は「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して意義を申立てる権利を保有する」と規定する。この規定は、通説によると、名誉声望を害する改変に対する保護を要求するものと解されており、このベルヌ条約による保護の範囲と人格権から導かれる保護の範囲は重なるとも解しうる。ただし、ベルヌ条約の規定にいう「名誉又は声望を害するおそれ」の意味は、必ずしも明確ではない。井上・前掲注 3) 67頁参照。

53) 中山・前掲注 3) 133頁は、名誉や声望を害することのない程度の変更を拒否する権利について、「本来の意味における人格権ではなく、人格権という名が付いているとしても、著作権法が特に政策的に認めた権利」と解する立場があるとされる。

問題とされたのに対して、この有力説は、著作者人格権は人格権としての性質を基礎するものであるが、政策的見地から著作者を保護する部分も含んでおり、権利全体としては複合的性質を有すると解するのである。

そして、同一性保持権の性質に関するこのような理解を前提として、この見解は、同一性保持権に含まれる政策的保護の部分制限する契約の有効性については、本来的な人格権保護の部分制限する契約の場合とは異なる基準で判断されるべきであると主張する⁵⁴⁾。

2 公序良俗論の新しい方向性

続いて、民法上の公序良俗論について、著作者人格権を制限する契約の有効性の判断枠組みを解明しようという限られた視点からではあるが、みてみることにする。近時は、従来の公序良俗論を見直し、これを再構成しようとする動きが活発である⁵⁵⁾。ここでは再構成に関する議論に深く立ち入ることはできないけれども、近時の議論には、次のような三つの方向性がみられる。

第一に、法令違反行為全体を民法90条で一元的に取り扱う方向性がみられる。従来、強行法規違反の法律行為は、任意法規に違反しても有効であるという民法91条の規定の反対解釈によって無効であると解されてきた。しかし近時は、任意法規と強行法規の区別は不明確でありそのような反対解釈は成立しないこと、判例も法令違反行為の効力を民法90条により判断することが多いこと等から、法令違反行為の効力を民法90条によって一元的に判断すべきとする見解が有力である⁵⁶⁾。この見解によると、法令違反という事実は公序良俗違反を判断する一要素として考慮され、その要素としての重要度は法令の目的や個別の行為の事情によって異なるとされる⁵⁷⁾。

第二に、公序良俗違反を法秩序に応じて類型化するという方向性がみられる。これは第一の方向性と関連する。従来は、公序良俗の意味内容を説明するために判例の分類・整理という手法が採用されてきた。これに対して、新たに公序良俗論を構成する動きにおいては、公序良俗違反か否かの判断基準を提供できる機能的な類型を作ることが志向され⁵⁸⁾、憲法を基調とする法秩序に応じた類型化が想定される⁵⁹⁾。

第三に、公序良俗違反の効果の多様化を認める方向性がみられる。従来の公序良俗違反の

54) 中山・前掲注 3) 131-133頁参照。

55) 公序良俗違反について多様な角度から行なわれた共同研究の成果をまとめた論文集として、椿寿夫=伊藤進編『公序良俗違反の研究—民法における総合的研究—』(日本評論社、1995年)がある。この他に以下で参照する主な文献は、森田寛二「反対解釈の力学」自治研究61巻8号(1985年)19頁以下、同「通説的民法91条論の中の判例」広中俊雄先生還暦記念『法と法過程』(創文社、1986年)537頁以下、大村敦志「契約内容の司法的規制(1)」NBL473号(1991年)34頁以下、同「取引と公序—法令違反行為効力論の再検討(上)(下)」ジュリスト1023号82頁以下、1025号66頁以下(1993年)、山本敬三「公序良俗論の再構成」奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題下巻』(成文堂、1995年)1頁以下である。

56) 森田・前掲注 55) の両論文を参照。

57) 大村敦志「取引と公序(下)」前掲注 55) 69-72頁。強行法規違反だけで無効と判断される場合であっても、その根拠は90条にあり、公序の枠内で判断されるものと解される。

58) 伊藤進「法律行為における公序良俗の展開」椿=伊藤・前掲注 55) 382頁。

59) 中倉寛樹「民法90条における公序良俗違反の類型」椿=伊藤・前掲注 55) 222-224頁。山本・前掲注 55) 2-3頁。

効果は全部無効かつ絶対無効であるという理解から、一部無効、相対無効となる場合も認める方向への変化があるとされる⁶⁰⁾。この方向性は、公序良俗違反の効果をそこで問題となる法秩序を考慮した上で導くものという意味で、第一、第二の方向性と関連すると考えられる。

3 フランスにおける議論からの示唆

フランスにおける政治的公序と経済的公序という公序の分類をわが国の議論にそのまま導入できるか否かはともかくとして、著作者人格権の規定の趣旨・目的をどのように解するか、特に、著作者人格権を人格権として理解するか否かということは、わが国の公序良俗論における前述のような新しい方向性からすると、著作者人格権を制限する契約が公序良俗違反となるか否かの判断過程に反映されると解する。

なぜなら、人格秩序は市民社会における根本的秩序であり⁶¹⁾、また、日本国憲法13条には「全て国民は、個人として尊重される」と明確に規定され、また、民法1条の2によって「個人の尊厳」を旨とする民法解釈が要求されるからである。著作者人格権を実定法によって具体化された人格権と解するならば、著作者人格権の規定に対する違反は、人格秩序に対する違反として、公序良俗違反の判断過程におけるきわめて重大な考慮要素となる。よって、著作者人格権を制限する契約は、制限の態様が完全な放棄に近いものであるほど、公序良俗違反と判断される可能性が大きい。

これに対して、著作者人格権の規定は政策目的に根拠をおくもの、すなわち社会的、経済的弱者である著作者に保護を与えるものであるとか、あるいは文化の発展に貢献したことへの恩典⁶²⁾として著作者に特別な保護を与えるものであると解するならば、著作者人格権の規定に対する違反は、公序良俗違反の判断過程における考慮要素であることには変わりはないが、同時に衡量される他の政策目的の重要性によって、公序良俗違反の判断に違いがでてくる余地が大きい。他の政策目的の方が重要であり優先するとされる場合には、著作者人格権を制限する契約は有効とされることになるであろう。

この点、著作者人格権の性質について、人格権を基礎としつつ政策目的を合わせもつ複合的な権利とする見解⁶³⁾によると、人格権から導かれる保護の範囲を超える部分は政策目的に基づいて保護を与えるものと捉えられる。そして、この政策目的に基づく保護の部分については、同一性保持権の場合には、改変の容易さを特性とするデジタル著作物の利用を円滑化し、よって文化の発展を図るという重要な政策目的を優先させるべきであるとされる。従って、同一性保持権のうち政策目的に基づく保護部分を制限する契約、すなわち著作者の名誉声望を害さない改変についても拒否する権利についてこれを行わないと定める契約は、有

60) 大村敦志「契約内容の司法的規制(1)」前掲注 55) 40頁。

61) 広中俊雄『民法綱要』第一巻・総論上(創文社、1989年)13頁参照。

62) 小泉・前掲注 51) 88頁。

63) 中山・前掲注 3) 131-133頁参照。

効であるとされる。さらに、そのような契約が有効であることを立法によって明確化することも提案されている⁶⁴⁾。しかし、著作者と製作者の間で行なわれる契約交渉においては両者の交渉力が同等ではないため、同一性保持権の不行使特約の有効性を立法上認めてしまうならば、実際には、著作者にとって不利な結果となりかねない⁶⁵⁾。

思うに、著作者人格権を制限する契約の効力について立法で解決することは、明確性および安定性という点では優れているけれども、個別の事情における著作者の利益への配慮を難しくする面があることは否定できない。著作者側の利益と著作物の利用者側の利益の調和をはかる観点からは、公序良俗論の枠組みにおいて解決することが妥当である⁶⁶⁾と考える。

そこで問題となるのは予測可能性であるが、前述のように、近時は、民法上の議論において公序良俗論を機能的な判断枠組みとして再構成する動きが進行中である。この状況を前提とすると、著作者人格権の規定の趣旨・目的、特に著作者人格権は人格権としての性質を有するか、そうであるならばいかなる範囲において有するかについて個別の権利ごとに精緻な検討をすることが、公序良俗違反の判断基準を明らかにすることに直結すると考える。

IV むすび

本稿においては、著作者人格権を制限する契約の効力がいかなる理論的枠組みで判断されるのか、また、その判断過程では著作者人格権の性質についての理解がどのように反映されるのかという問題について、フランスにおける議論を参照することによって、わが国の議論への示唆を得ようと試みた。

その結果、著作者人格権を制限する契約の効力を、公序良俗論の枠組みにおいて判断することが著作者側と利用者側双方の利益の調和をはかる上で妥当であること、および公序良俗違反となるか否かの判断を予測可能性なものとするためには、著作者人格権の性質についての精緻な検討こそが求められるということが明らかにされた。

本稿においてはデジタル著作物の取り扱いをめぐる議論との関連で、著作者人格権の一つである同一性保持権への言及が中心となった。しかし公表権および氏名表示権についても、各権利の性質を個別的に検討することが必要である。

さらに、著作者人格権を制限する契約が公序良俗違反となるか否かの判断過程における考慮要素として、著作者人格権の規定の趣旨・目的はきわめて重要であるとしても、これに尽きるわけではない。例えば、個別の事案で問題とされる著作物の性質、または著作者が自然

64) (財)知的財産研究所・前掲注 4) 22頁。

65) (財)知的財産研究所『国際知的財産シンポジウム—マルチメディアを巡る新たな知的財産ルールの提唱—』(1994年) 19頁以下のトーマス・ドライヤー氏の所見(特に23-24頁)。

66) もっとも、マルチメディアの法的取り扱いをめぐる議論では、著作者と製作者の間で締結される同一性保持権の不行使特約について、この特約は、利用者に対する第三者効を生じなければ意味がないとされる。不行使特約が有効である場合の第三者効については立法によって認める以外に方法はない。

人であるのかそれとも職務著作（15条）ゆえに法人等が著作者とされるのか⁶⁷⁾などの事情も、考慮されるべき要素である。従って、著作者人格権を制限する契約が公序良俗違反となるか否かの判断を予測可能にし、安定性をはかるためには、著作者人格権の性質を個別の権利ごとに検討する作業と同時に、公序良俗違反の判断過程で、いかなる要素をいかなる比重で考慮すべきかを明確にしていくことも不可欠であると考ええる。

67) 小泉・前掲注 51) 110頁参照。